

平成 27 年 5 月 1 日

## 研究費の取扱い手引き（平成 27 年度版）配布に伴うお願いと主な変更点について

文部科学省は、公的研究費の不正使用が社会問題化したことから、平成 26 年 2 月 18 日付けで、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「ガイドライン」という）を改正し、各研究機関に研究費の不正使用を防止するための体制を整備するよう求めてきました。これを受けて、日本大学では、平成 27 年 3 月 24 日付けで「日本大学における研究費等運営・管理内規」を制定し、「日本大学における研究費等運営・管理要項」を一部改正することにより、研究費の適正な運営・管理に係る各種の対応を策定しました。

また、文部科学省からのガイドラインに基づく平成 26 年履行状況調査において指摘された「体制整備・運用が求められる事項」についても併せて改善を図ることといたしました。文部科学省は、平成 27 年度においても引き続き日本大学を調査対象校としています。

先生方におかれましては、現状を十分ご理解いただき適正な執行を心掛けるようお願いいたします。

### 平成 27 年度の主な変更点

#### 1 特殊な役務の調達

データベース、プログラム等のデジタルコンテンツの開発・作成を業務委託する場合の検収については、その成果物の納品時に申請元の研究者とともに管財課職員により、動作確認を行う。

#### 2 臨時職員の就業管理

臨時職員の就業管理は、出勤簿と併せてタイムレコーダー（カードリーダー等）により出勤の事実を庶務課が管理する（後日、庶務課より通知します）。

#### 3 招へい者に対する税務上の相談先の変更

国内招へい者に対する源泉徴収の相談及び海外招へい者の所得税の軽減又は免税に係る相談窓口は会計課から庶務課へ変更する。

#### 4 会合費の手続き先の変更

会合費の支払い依頼書等の提出先を会計課から研究事務課へ変更する。

#### 5 Q&Aの追加

- ① 契約を締結する際の収入印紙の支出について
- ② 立替の際に生じる振込手数料等の取扱いについて
- ③ 宿泊費と交通費等がセットになっているパック料金の取扱いについて
- ④ 海外出張後の手続きにおけるパスポートの写しについて
- ⑤ デジタルコンテンツの検収について

なお、一部文言の統一、修正も併せて行いました。

研 究 事 務 課